

議題事項

運転免許の臨時適性検査等の実施に係る医師の退任に伴い、公安委員会が専門的な知識を有すると認める医師を新たに認定するもの

1 根拠

一定の病気等により自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある運転免許保有者等に対する臨時適性検査等は、専門的な知識を有すると公安委員会が認める医師（以下、「認定医」という。）の診断により行うこととされているもの

- (1) 道路交通法施行規則第18条の4第1項（免許の保留に係る適性検査）
- (2) 道路交通法施行規則第29条の3第2項（試験合格者及び免許保有者の臨時適性検査）
- (3) 道路交通法施行規則第29条の5第1項（免許の停止に係る適性検査）

2 認定医師等

- (1) 退任する認定医
2人（内科医1人、眼科医1人）
- (2) 新たな認定医の候補者
2人（内科医1人、眼科医1人）

3 専門医の認定状況

診療科目ごとに、57人の専門医を認定（平成28年～）

診 療 科 目	人 数	診 療 科 目	人 数
内 科	25	外 科	1
小 児 科	1	整 形 外 科	2
心 療 内 科	1	精 神 科	13
神 経 内 科	7	眼 科	2
脳 神 経 外 科	2	耳 鼻 咽 喉 科	3

※主たる診療科目に人数を計上。複数の科目を診療できる方が多い。

4 認定医の氏名等の公示

道路交通法施行細則に基づき、新たに認定する医師及び既認定医の氏名、所属病院等について公示を行う。

公安委員会 説明資料 No. 2	初任科第 94 期（短期課程）卒業式の挙 行について	令和 6 年 9 月 5 日 警 務 部
---------------------	-------------------------------	-------------------------

報告事項

初任科第 94 期（短期課程）16 人は、県警察学校における 6 か月間の初任教養を修了し、本年 9 月 26 日に卒業する。卒業後は、警察署に配属され、採用時教養の一環として、職場実習を行う。

1 日時・場所

令和 6 年 9 月 26 日（木）午後 1 時 30 分～

県警察学校体育館

2 卒業生

(1) 初任科第 94 期（短期課程）16 人（うち女性 4 人）

(2) 聴講生（サイバー犯罪特別捜査官）1 人

※ 年齢（卒業時、聴講生は除く。）

最年長 24 歳 3 か月 最年少 22 歳 6 か月 平均 23 歳 1 か月

3 教養期間

令和 6 年 4 月 1 日～同年 9 月 26 日（入校日数 179 日）

4 出席者

(1) 来賓

知事、県議会議長、高松地方検察庁検事正

(2) 警察関係

公安委員会委員長、警察本部長、警察本部各部長、首席監察官、地域監 等

(3) その他

卒業生家族

5 式次第

裏面のとおり

6 その他

卒業生は、県下各警察署に配属され、職場実習を行う。

卒業式次第

- 1 開 式
- 2 国歌斉唱
- 3 卒業証書授与
- 4 本部長賞誉授与
- 5 優等証書及び表彰状授与
- 6 学校長式辞
- 7 辞令交付
- 8 本部長訓示
- 9 公安委員会委員長挨拶
- 10 来賓祝辞
 - 香川県知事
 - 香川県議会議長
 - 高松地方検察庁検事正
- 11 卒業生代表答辞
- 12 香川県警察歌斉唱
- 13 閉 式